

保護者のみなさまへ

明治学院中学校
 明治学院東村山高等学校
 校長 大西 哲也

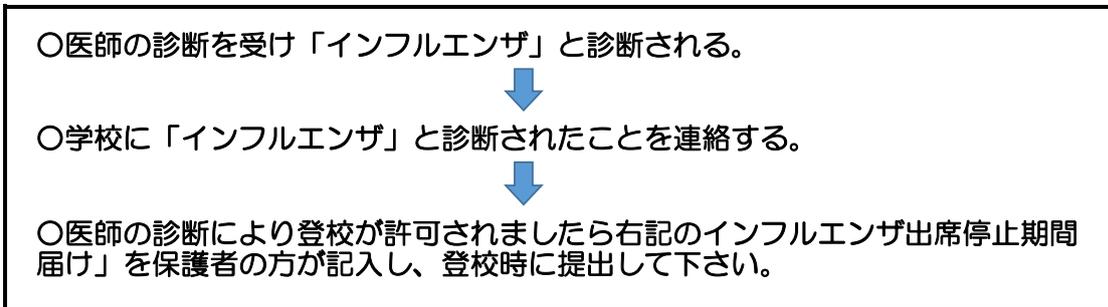
インフルエンザに伴う出席停止について

お子様がインフルエンザ(新型・季節性を問わない)に感染した場合は、「学校保健安全法」により「出席停止」となります。医師より登校許可が出るまで登校を控え、回復に努めて下さい。

医師より登校の許可があり、登校させる時は右記の「インフルエンザ出席停止期間届け」に記入の上、学校に提出して下さい。(保護者の方が必ずご記入下さい。)

※病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

※出席停止期間は欠席扱いにはなりません。



○出席停止期間『発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで』

インフルエンザ いつから登校していいの？ 小・中・高校版

登校していいのは、この2つがそろった時

解熱後
2日
経過している



発症後
5日
経過している

※発熱がみられた日を発症とします

※ただし、医師に「感染のおそれがない」と認められた時は登校してもOK

